保険薬局である旨	当薬局は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて調剤を行う「保険薬局」です。「保険薬局」とは、薬剤師が健康保険を使って調剤を行うほか、一般薬の販売も行っている薬局です（一般薬には健康保険は適用されません）。
調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項	当薬局では、患者さまごとに作成した薬剤服用歴などをもとに、以下のサービスを提供しています。 ・重複投薬、相互作用、薬物アレルギーの確認 処方された薬について、重複投薬や薬の相互作用、薬物アレルギーを確認した上で、薬剤情報提供文書を通じて情報を提供し、基本的な説明を行っています。 ・服薬状況の確認と説明 薬剤服用歴を参照しながら、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の状況などを把握し、処方された薬の適正使用のために必要な説明を行っています。 ・継続的なフォローアップ 薬剤交付後も、患者さまの服薬状況や体調の変化を継続的に確認し、必要に応じて指導を行っています。
調剤報酬点数表の一覧等	調剤報酬点数表の一覧（日本薬剤師会作成）
明細書の発行状況	当薬局では、医療の透明性を高め、患者さまへ情報提供を積極的に行うために、領収書発行時に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない場合は、事前にお申し出ください。
施設基準の届出	当薬局は下記の施設基準に適合する薬局です。 ・調剤基本料 1 ・地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 ・連携強化加算 ・電子的調剤情報連携体制整備加算 ・服薬管理指導料の注1 ・在宅患者訪問薬剤管理指導料 ・調剤ベースアップ評価料
後発医薬品の調剤 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	当薬局では医療費をおさえ、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。ただし、お薬によっては変更が出来ないものもございます。 当薬局では医薬品の安定供給体制を確保し、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に調剤し、地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 を算定しています。
電子的調剤情報連携体制整備加算	■電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項 当薬局では、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認に対応しています。オンライン資格確認システムを通じて、患者さまの診療情報や薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導などに活用しています。また、電子処方箋の情報提供サービスを活用し、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）に関わる取り組みを実施しています。マイナンバーカードの健康保険証利用を促進することで、質の高い医療の提供に努めています。
取扱い公費負担医療	取扱い公費負担医療 ・戦傷病者特別援護法 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（認定疾病医療、一般疾病医療費） ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核患者の適正医療） ・障害者総合支援法（精神通院医療・更生医療・育成医療） ・児童福祉法（療育の給付、障害児施設医療、小児慢性特定疾患治療研究事業 など） ・労働者災害補償保険法（労災保険）・難病の患者に対する医療等に関する法律（特定医療費〈指定難病〉） ・生活保護法による医療扶助
調剤ベースアップ評価料について	医療従事者の処遇改善を目的として、賃上げ原資を確保するために設計された新たな評価項目です。その収入全てを薬局の40歳未満の勤務薬剤師や事務職員の賃金引き上げ（ベースアップ）に充てることを条件としています。（ただし、事業主、使用者、管理者、40歳以上の薬剤師および業務委託により勤務する者を除く）
長期収載品の選定療養について	■長期収載品の選定療養について ・2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」の負担が発生します。
在宅医療関連	通院が困難な患者さまに対し、ご自宅へお伺いして、お薬のお届けと服薬指導、管理のお手伝いをさせていただきます。短い期間のご利用も可能ですので、お気軽にご相談ください。 ※医師の了解と指示が必要となります。事前にご相談ください。 ■介護保険 ・居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導 同一建物居住者以外：518単位/回 同一建物居住者：379単位/回(2-9人)、342単位/回(10人以上) ※1単位=10円　10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率や地域により金額が異なることがあります。 ■医療保険 ・在宅患者訪問薬剤管理指導 同一建物居住者以外：650点/回 同一建物居住者：320点/回(2-9人)、290点/回(10人以上)

夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯	薬局が表示する開局時間内で平日19時から翌8時まで、土曜日13時以降から翌８時まで、日曜日祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）の終日は夜間・休日等加算を請求させていただきます。 ＊薬局の開局時間外に調剤を行った場合は時間外加算が適用されます。
服薬管理指導料の注1に関する事項	当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。 ・ 保険薬剤師の経験３年以上 ・ 週 31 時間以上の勤務 ・ 当薬局へ 6か月以上の在籍 ・ 研修認定薬剤師の取得 ・ 医療に係る地域活動の取組への参画 ・管理薬剤師が当該保険薬局に継続して3年以上の在籍 ・パーテーション等で区切られた独立したカウンターを有し、患者のプライバシーを配慮 患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。 担当薬剤師を指名してください。お薬手帳にかかりつけ薬剤師名を記載させていただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当いたします。
連携強化加算に関する事項	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 第二種指定医療機関の指定 ・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加 ・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティ全般に対する対応 ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売
自局と直接連絡が取れる電話番号等及び24時間調剤体制における連携薬局の電話番号等	電話番号：0085-45-9987 FAX番号：0248-45-9994 夜間・休日用電話番号：070-1392-7061
開局時間及び休業日並びに時間外、休日、深夜における調剤応需体制に関する事項	【営業時間】 月・火・木・金：9:00～18:00 水：9:00～13:00 土：9:00～17:30 【休業日並びに時間外、休日、深夜における調剤応需体制】 当薬局では休業日並びに時間外、休日、深夜における調剤応需に対応しております。 夜間・休日用電話番号：070-1392-7061または公式ラインよりご連絡ください。 ※薬局ホームページのLINE処方せん受付よりお友達登録をお願いします。